

「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る 自主行動計画のフォローアップ指針

平成 29 年 5 月 26 日
中 小 企 業 庁

本指針の位置付け

各業界で策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画においては、経済産業省中小企業庁が定める業種横断的な「フォローアップ指針」を踏まえて、業界における計画の実施状況を確認していく方針とされていることから、当庁としてその指針を示すものである。

今後、各団体におかれては、本指針を参考にいただき、それぞれの計画の内容に合わせて調査事項等を調整した上で、フォローアップを行っていただくことを想定している。

フォローアップ調査について

1. フォローアップ調査の趣旨：

「未来志向型の取引慣行に向けて」（平成 28 年 9 月 15 日）に基づく取組について、自主行動計画を策定する団体自らが結果や課題を把握することにより、対策の浸透、自主行動計画に基づく取組の実効性を確保する。

2. 調査主体：

自主行動計画策定団体

3. 調査対象：

各団体所属の会員企業

*なお、複数団体に所属する企業の調査負担については留意する。

4. 対象取引：

調査対象としては、調査事項の内容に応じて、下請法対象取引（狭義の下請取引）に限定するものと、下請ガイドラインの対象となる取引（広義の下請取引）に広げるものがあり、各設問に明記している。

5. 調査事項：

- (1) 改善状況や課題の把握、比較可能性の確保の観点から、経済産業省中小企業庁において調査事項や選択肢の例（別紙）をお示しする。これを参考に、各自主行動計画策定団体がそれぞれの自主行動計画に記載された

事項を踏まえて、調査事項や選択肢を調整し、決定していただくものとする。

- (2) 行動の結果を確認すると同時に、今後の改善に向けた課題や理由を把握できるような調査事項とするよう留意する。
- (3) 調査事項は極力簡潔なものとするが、用語の定義や趣旨については、別に記載要領を作成し、補足することとする。

6. 調査実施時期：

平成 29 年 9～10 月頃

*調査負担の軽減のため、下請ガイドラインのフォローアップ調査などとの共同実施を念頭に置く。

7. 調査結果：

各策定団体において結果をとりまとめ、経済産業省等の担当課に提出していただく。中小企業庁はこれらを取りまとめて、平成 29 年内を目処に公表するものとする。

8. PDCA サイクル：

平成 30 年 1 月以降、調査結果を踏まえ、個社の取組の改善や自主行動計画の見直し等を行っていただく。

以上